



株式会社くれない

有料職業紹介事業許可番号 23-ユ-302483

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 カ月以内に本人都合による退社、又は本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した手数料から次に定める金額を求人者に返戻する制度です。

■入社後 1 カ月以内に雇用契約が終了した場合	50%
■入社後 1 カ月超、3 カ月以内に雇用契約が終了した場合	30%

以下の場合には適用されません。

- 紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合。
- 求人者の責による退職・解雇の場合。
- 求職者の死亡・天災等、不測の事態による場合。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。